



廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の 一部を改正する法律について（災害関係のみ）

※本資料の記載内容は、今後の審議等の状況により、変更の可能性あり

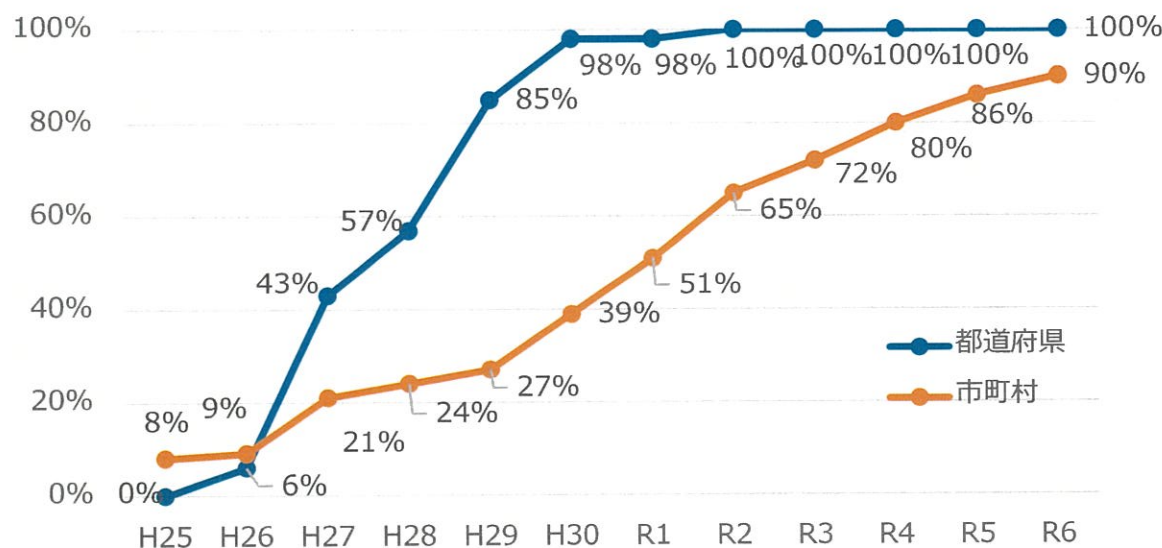
令和8年6月
環境省



法律改正の背景 災害廃棄物の処理の推進関係

- 令和6年能登半島地震等の災害の教訓を踏まえ、災害廃棄物の処理を推進する措置が必要。
 - 平時の備えについて、災害廃棄物処理計画の策定率は**市町村では90%に留まり**、計画策定済の市町村でも**重要な事項の反映が不十分な状況**から、計画策定等の**準備を平時に推進することが必要**。
 - 発災時に既存の民間の廃棄物処理施設・処理業者を最大限活用していくためには、**災害廃棄物処理の特例措置を更に拡充していくことが必要**。
 - こうした平時、発災時の災害廃棄物対応を進めるための自治体のマンパワー・ノウハウ不足が大きな課題であり、**安定的に支援を行う体制等の構築が必要**。

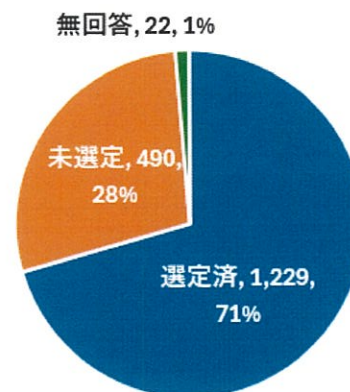
災害廃棄物処理計画の策定率の推移



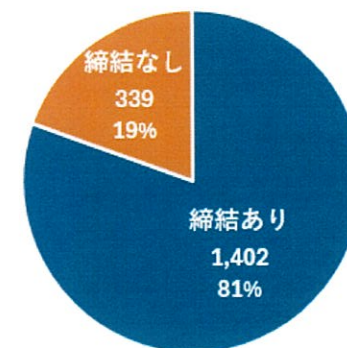
都道府県・市町村の災害廃棄物処理計画策定率
(令和6年度末時点)

計画に盛り込むべき重要な事項(※)の反映状況

- ※計画に盛り込むべき重要な事項(主なもの)
- ✓ 仮置場候補地の選定
 - ✓ 周辺自治体や民間事業者との協定締結
 - ✓ 水害に対する被害想定 等



市町村の仮置場候補地選定率
(令和6年度末時点)



市町村の災害支援協定締結率
(令和6年度末時点)

災害廃棄物の処理に関する協定の締結、計画の記載事項追加（新設）

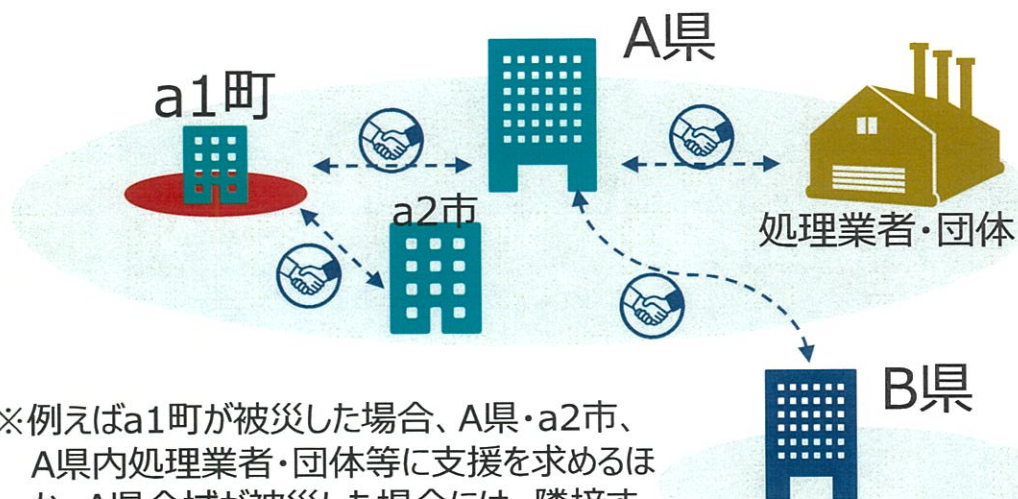
要綱第1-2(1)

- 都道府県及び市町村は、廃棄物処理業者等との間において、非常災害廃棄物の処理に関する協定を締結するよう努めなければならないものとする。（第5条の6の2、第6条の4関係）
- 市町村が定める一般廃棄物処理計画の記載事項に、非常災害時における一般廃棄物の適正な処理等に関する施策に関する事項を追加する。（第6条関係）



平時のうちから関係者と協定を締結するとともに、計画を定めておくことで、**発災後の迅速な対応を可能とする。**

協定締結のイメージ



※例えばa1町が被災した場合、A県・a2市、A県内処理業者・団体等に支援を求めるほか、A県全域が被災した場合には、隣接するB県等に支援を求める協定を想定

計画の記載事項の追加

一般廃棄物処理計画（法定）

- ①一般廃棄物の発生量及び処理量の見込み
- ②一般廃棄物の排出の抑制のための方策に関する事項
- ③分別して収集するものとした一般廃棄物の種類及び分別の区分
- ④一般廃棄物の適正な処理及びこれを実施する者に関する基本的事項
- ⑤一般廃棄物の処理施設の整備に関する事項
- ⑥**非常災害時における④⑤に掲げる事項に関する施策に関する事項**

現行の規定

追加



今般の改正に伴う各市町村における計画策定をJESCOが支援
地域防災計画等の他の計画との一体策定等、柔軟な制度運用となるよう周知・助言する

- 自治体と民間事業者との間で締結する協定に関し、省令で措置する「協定において定める事項」については、これまでの協定締結事例を踏まえ、以下の内容を検討中。

< 自治体と民間事業者間の協定において定める事項（案） >

- ・ 当該協定の締結者
- ・ 事業者による処理の内容
- ・ 自治体から事業者への支援の要請の手続
- ・ 次に掲げる事業者による災害廃棄物の処理に関する事項のうち、必要なもの
 - イ 災害廃棄物の処理に係る費用負担
 - ロ 当該協定の期間
 - ハ その他災害廃棄物の処理に関する事項

要綱第1-2(3)

- 市町村から非常災害廃棄物の処理の委託を受けた者（非常災害廃棄物処理受託者）が、当該処理を他人（非常災害廃棄物処理再受託者）に再委託すること及び非常災害廃棄物処理再受託者が当該処理を他人に再々委託することができるものとする。（第6条の2 関係）

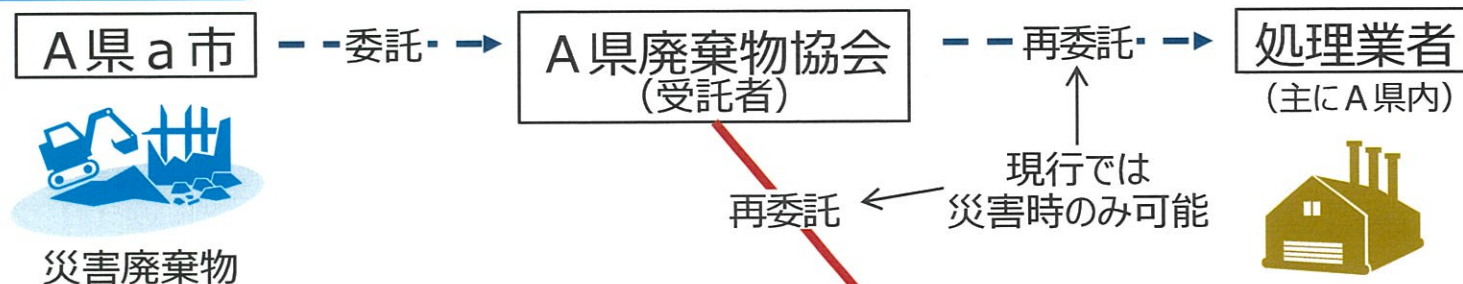


現行制度では災害廃棄物の処理の再委託が可能であるものを、
再々委託まで可能とし、**効率的な災害廃棄物の処理を可能とする。**

※廃棄物処理法では、廃棄物の処理責任の所在を不明確にし、不適正な処理を誘発するため再委託を厳しく制限している。そのため、非常災害時に一般廃棄物処理計画に従って委託する場合に限り、再々委託を認めるもの。

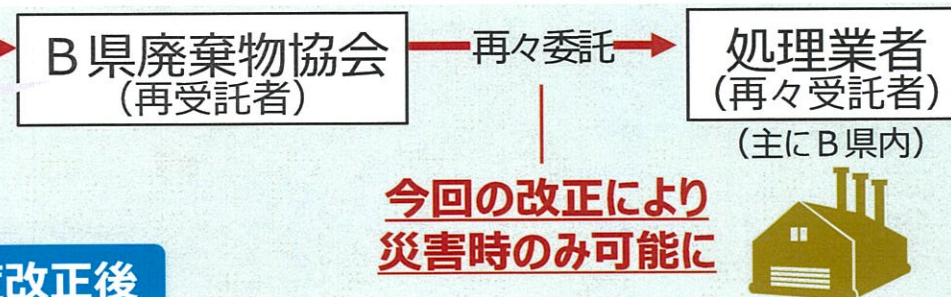
災害時の委託の流れ

現行制度



A県内の処理業者では対応が不足し、県外の処理業者に委託を行う場合、B県内の処理業者についての実情に詳しいB県廃棄物協会を通して委託をすることが効果的

制度改正後



- 政令において措置する「災害廃棄物処理の再々委託に係る基準」は、従来の災害廃棄物処理の再委託基準と同様の基準を規定することを検討中。

＜現行の災害廃棄物処理の再委託に係る基準＞ ※以下の【】部分は再々委託に係る基準に含めないものとする

- ・再受託者が業務【（他人に委託する業務を除く）】を遂行するに足る施設、人員及び財政的基礎を有し、且つ相当の経験を有する者であること。
- ・再受託者が法で規定する欠格要件のいずれにも該当しない者であること。
- ・再受託者が自ら【又は他人に委託して】業務を実施する者であること。
- ・受託者が再受託者に支払う委託料が、業務を遂行するに足る額であること。
- ・一般廃棄物の収集とこれに係る手数料の徴収を併せて委託するときは、一般廃棄物の収集業務に直接従事する者がその収集に係る手数料を徴収しないようにすること。
- ・（特管一廃のみ）業務に直接従事する者が、業務に係る特管一廃について十分な知識を有すること。
- ・（特管一廃のみ）再受託者が、生活環境等に係る被害を防止するための措置を講ずることができる者であること。

上記に加え、市町村が受託者に委託する際の基準として、再委託に関し以下を規定。

- ・市町村と受託者との契約書に、再受託者について明記
- ・被災市町村外で災害廃棄物処理を行う場合、被災市町村から受入を行う市町村に対し、再受託者の所在地・名称等を通知※

※法改正により、災害廃棄物を受け入れる指定最終処分場（指定制度の詳細は後述）については、指定を行う際に予め通知を行っていることから、発災時の通知は不要とする

- ・（特管一廃のみ）市町村と受託者の契約書に、再受託者が委託基準に適合しなくなったときは契約解除できる旨の条項を明記

- これまで省令に措置していた「災害廃棄物処理の再委託に係る基準」については、政令に移行するため削除を予定。

非常災害に係る一般廃棄物処理施設の設置の特例（改正）

要綱第1-2(4)

- 非常災害廃棄物処理受託者等は、非常災害廃棄物の処分を行うための一般廃棄物処理施設（繊維くずの破碎施設その他の生活環境の保全上の支障が生ずるおそれの少ないもの）を設置するためにその旨を都道府県知事に届け出る場合は、生活環境影響調査の結果を記載した書類の添付を省略することができるものとする。（第9条の3の3関係）

生活環境の保全上の支障が生ずるおそれの少ない施設の設置に関する手続きを合理化し、当該施設の設置に要する期間を短縮する。

設置に係る主な手続



生活環境の保全上の支障が生ずるおそれの少ない施設の例

生活環境影響調査の添付を省略可能とし、調査に要する期間を短縮

産業廃棄物処理業者が保有する既存施設も対象

左：廃石膏ボード再生専用の破碎施設

右：廃畳専用の切断施設

○ 政令において定める対象施設は、以下6施設とすることを検討中。

処理施設	考え方
一 廃プラスチック類の切断施設	・「廃プラスチック類」は、非常災害時に大量に発生する「 畳 」の構成要素。
二 紙くずの破砕施設	・「紙くず」は、非常災害時に大量に発生する「 石膏ボード 」の構成要素。
三 繊維くずの破砕施設	・「繊維くず」は、非常災害時に大量に発生する「 畳 」の構成要素。
四 繊維くずの切断施設	・「繊維くず」は、非常災害時に大量に発生する「 畳 」の構成要素。
五 ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くずの破砕施設	・「ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず」は、非常災害時に大量に発生する「 石膏ボード 」、「 瓦 」の構成要素。
六 コンクリートの破片その他これに類する不要物の選別施設	・非常災害に伴って生じたコンクリートの破片及び各種廃材（木くず、金属くず等）の混合物を含む 非常災害廃棄物全般 を想定。

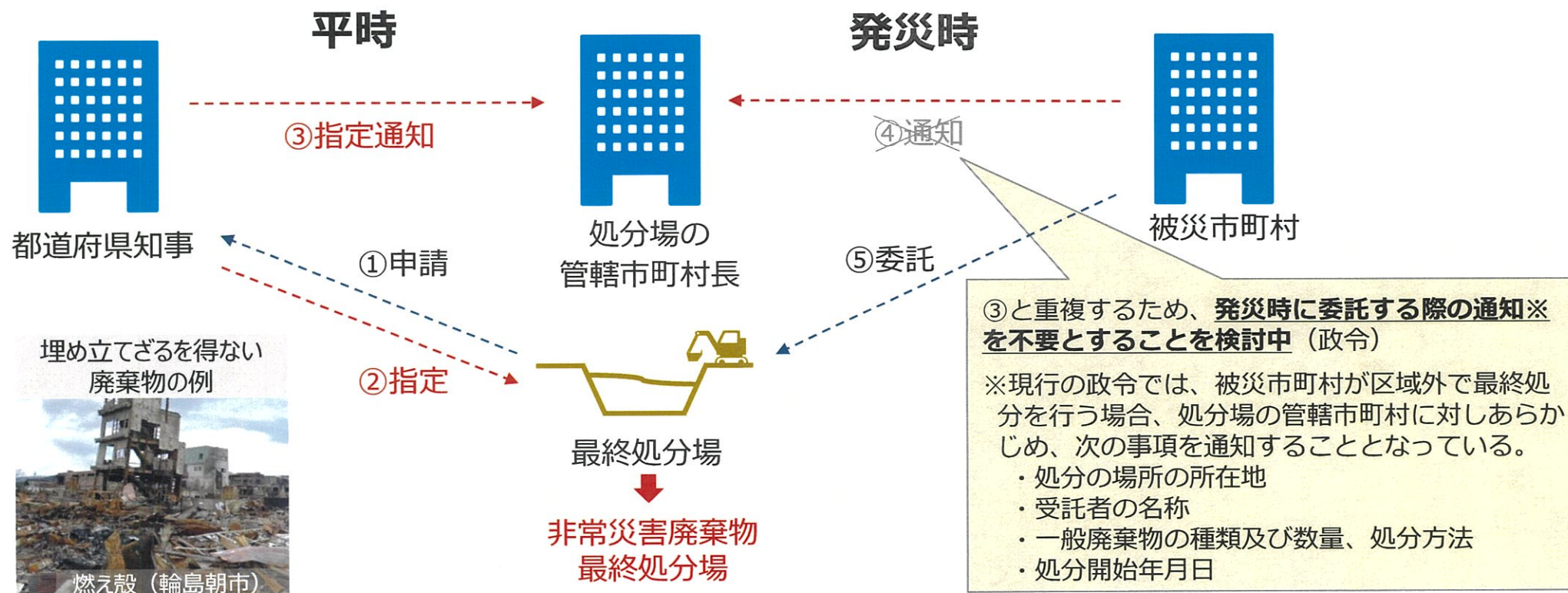
非常災害に係る最終処分場の指定（新設）

要綱第1-2(5)

- 都道府県知事は、一般廃棄物の最終処分場等であって基準に適合すると認められるものの設置者を、その申請に基づき、非常災害廃棄物最終処分場の設置者として指定することができるものとし、当該設置者は、非常災害廃棄物の処分の委託を受けることを求められたときは、正当な理由がある場合を除き、当該委託を受けなければならないものとする。

（第9条の3の4 関係）

**埋め立てざるを得ない災害廃棄物の最終処分場を平時から確保し、
発災時に円滑かつ迅速に処理する体制を構築可能にする。**



政令・省令 最終処分場の指定制度に係る各種規定（案）

○最終処分場の指定制度に係る各種規定について、以下を検討中。

➤ 政令において、最終処分場の指定の更新期間を「5年」と定める。

※新法第9条の3の4第3項において、指定期間ごとに更新を受けなければ、その期間の経過によって効力を失うことが規定されている。

➤ 省令において、「非常災害に係る最終処分場の技術上の基準」、「非常災害に係る最終処分場設置者の能力の基準」及び「指定制度に係る申請書の記載事項」を定める。

<非常災害に係る最終処分場の技術上の基準（案）>

- ・ 最終処分場に係る技術上の基準を定める省令に適合していること
- ・ 災害廃棄物の処理に足る残余の埋立容量が確保されていること

<非常災害に係る最終処分場設置者の能力の基準（案）>

- ・ 災害廃棄物の円滑かつ迅速な受け入れを実施できる体制を有する者
- ・ 災害廃棄物の処理に関する知見を有する者

<指定制度に係る申請書の記載事項（案）>

- ・ 当該処分場の基本的事項（設置者の名称、設置場所、設置許可番号等）
- ・ 当該処分場の容量、残余容量及び災害廃棄物の埋立処分に供される容量
- ・ 設置者の能力の基準（受入体制・災害廃棄物の知見）に関する事項
- ・ 上記の根拠となる添付資料

要綱第1-2(6)、第7-1

- 国は、非常災害廃棄物の適正な処理の円滑かつ迅速な実施に関する情報及び技術的知識の提供並びに調査研究及び技術開発を推進するとともに、当該事務を中間貯蔵・環境安全事業株式会社（JESCO）その他の機関に委託することができることとする。（廃掃法第23条の2の2関係）
- JESCOの事業として次の（１）（２）を追加する。
 - （１）市町村又は都道府県に対し、非常災害廃棄物の処理の方策に関する提案、非常災害廃棄物の処理に関する知識を有する者の派遣その他の非常災害廃棄物の適正な処理の円滑かつ迅速な実施を図るために必要な援助を行うこと。（第7条第1項第5号関係） **※災害時の事業**
 - （２）国の委託を受けて、非常災害廃棄物の適正な処理の円滑かつ迅速な実施に関する情報及び技術的知識の提供並びに調査研究及び技術開発を行うこと。（第7条第1項第6号関係） **※平時の事業**

 **専門支援機関（JESCO）が国の事業の一部を担うことにより、
平時・災害時のいずれにおいても人員・専門的知見が不足する自治体を支援**



仮置場設置の技術的助言（穴水町）



ドローンを用いた災害廃棄物搬入量の把握（輪島市）

※法律改正内容に合わせ、
「JESCOの会計に関する
省令」を改正の予定
(技術的修正のみ)